

第 2 章

関係地域

第2章 関係地域

2.1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

事業の実施により環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、環境要素の中で最も広範囲に影響が及ぶと考えられる景観影響（景観対策ガイドライン(案)より計算した結果、対象物から約4.6kmの範囲）を考慮し、図2-1に示すとおり、対象事業実施区域の外側約4.6kmを含む範囲（幅約10km）とした。

管轄する市町村は「山梨県南巨摩郡南部町」の1町である。

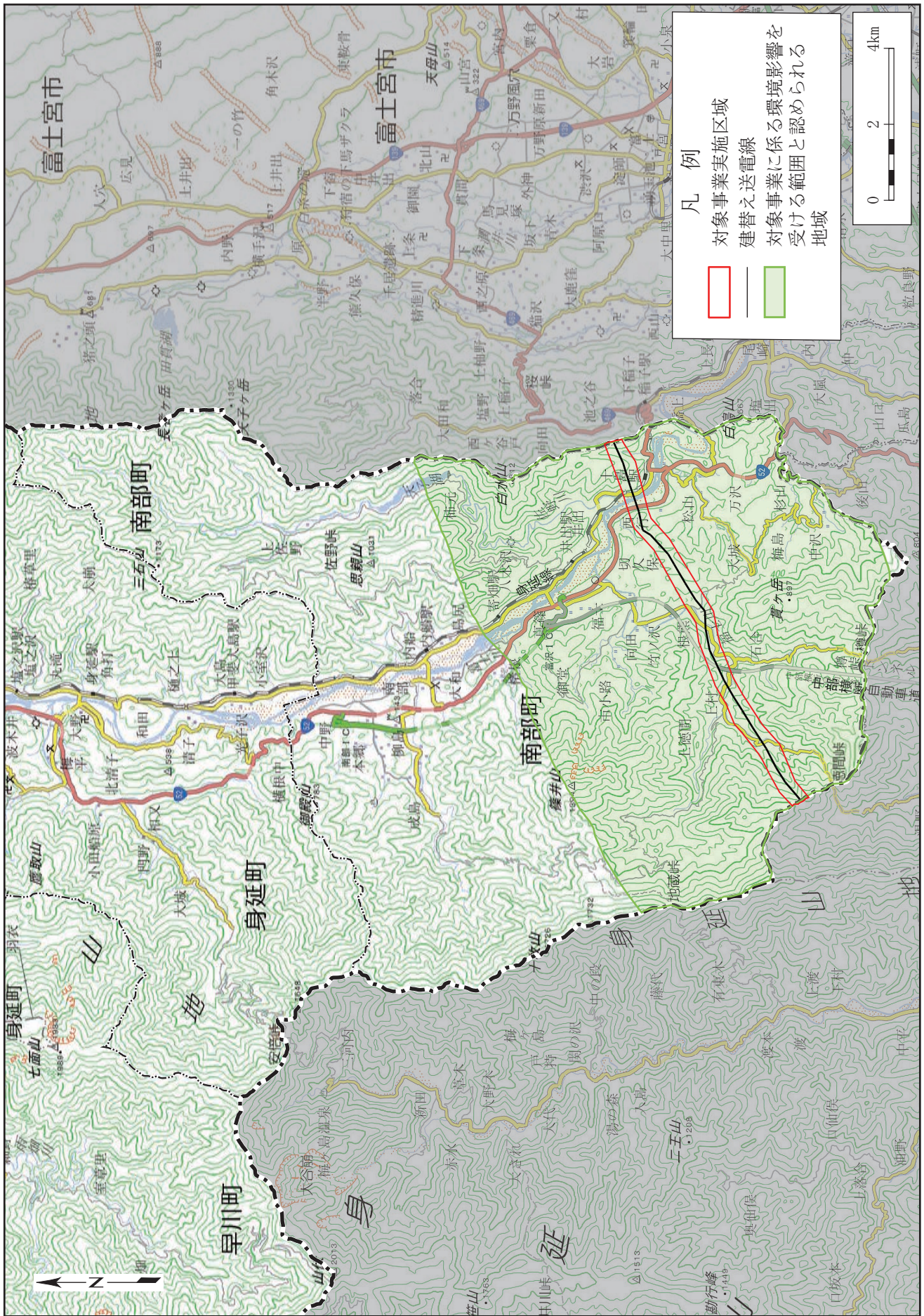


図 2-1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域